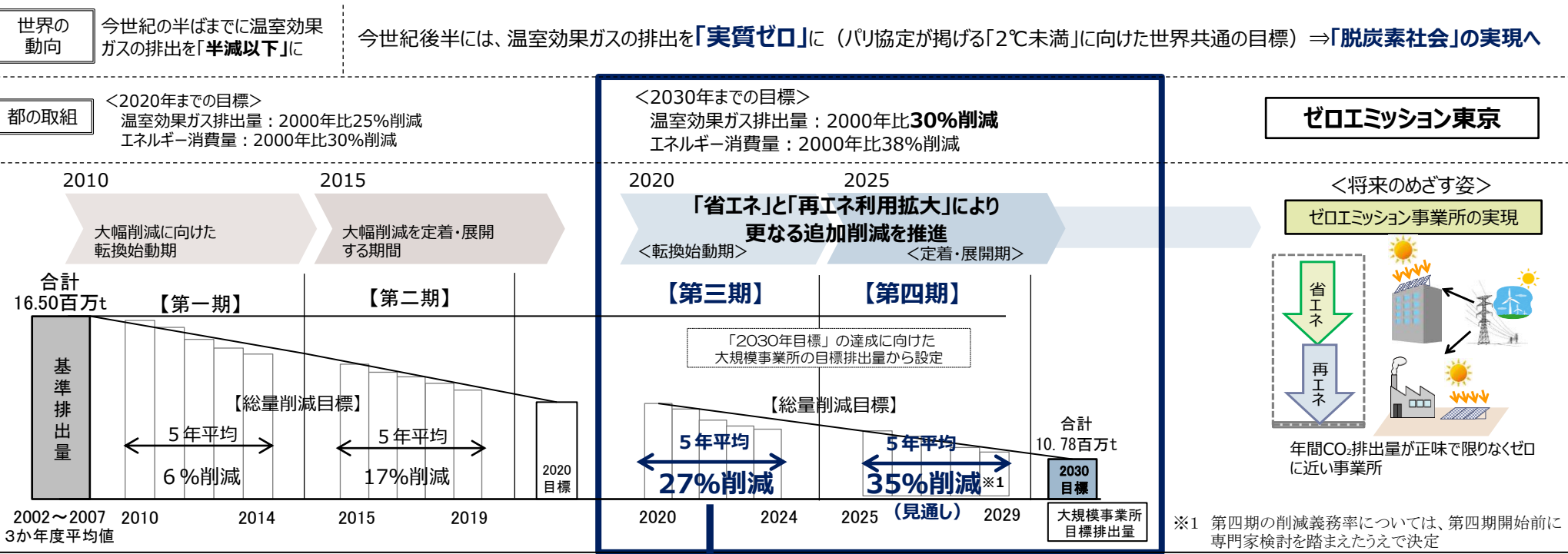


◎ 第三期が始まる「2020年」を、「2030年目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据えた「新たなステージ」と位置付け、取組を進化



● 第三期の削減義務率

事業所の特性や今後の省エネ余地等を踏まえて、区分ごとに設定

区分			基準排出量比		
			第一期	第二期	第三期
I	I - 1	オフィスビル等※2	8%	17%	27%
	I - 2	オフィスビル等※2のうち他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所※3	6%	15%	25%
II	工場等※4		6%	15%	25%

※2 オフィスビル、商業施設、宿泊施設等と熱供給事業所(区分I-2に該当するものを除く)
※3 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上のもの
※4 工場、上下水施設、廃棄物処理施設など区分I-1、区分I-2以外の事業所

- <第三期において実施する事項>
- 人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設について
医療施設についても一定の省エネ余地はあるが、第二期から第三期にわたる激変緩和措置として、第三期に限り、**削減義務率を2%減少**
 - 第三期の途中から新たに削減義務の対象となる事業所（新規事業所）について
原則、第二期の削減義務率（17%又は15%）を適用
* 建物建築に当たっては設計から竣工までに一定の時間を要すること等を踏まえ、経過措置あり
 - 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所等）について
「地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所」として、認定基準※5に適合すると知事が認めたときは、当該事業所の**削減義務率を1/2又は3/4に減少**

※5 第三期の認定基準は2018年度中に策定・公表予定